

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）関連情報について

この度の東北地方太平洋沖地震で被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

当該地域海運関連事業者の皆様、並びに船員の皆様・ご家族様に心からお見舞いを申し上げます。

また、被災された方々の救助活動、復旧支援に活動いただいている皆様の暖かいお志に、心からお礼申し上げます。

3 / 19 現在の当業界に係る関連情報をお知らせいたします。

このホームページは、今後も地震に係る内航業界に関連する情報をお知らせして参ります。

東北地方太平洋沖地震に伴う漂流物に関する注意喚起について

石油製品の供給について

東日本大震災に対する船員保険の当面の対応等について

仙台塩釜港（仙台港区）の一部復旧について

岩手県宮古港の一部復旧について

海技免状、船舶検査、雇入契約等申請手続きの弾力的運用について

船員の在籍出向の特例について

東北地方太平洋沖地震における国交省の今後の対応方針

以 上

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）関連情報について 2

3 / 2 3 現在の当業界に係る関連情報をお知らせいたします。

このホームページは、今後も地震に係る内航業界に関連する情報をお知らせして参ります。

- 港湾の利用開始時期について
- 仙台塩釜港（塩釜区）の一部復旧について
- 久慈港の一部復旧について
- 茨城県内の港湾の一部復旧について
- （全国健康保険協会）東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に対する船員保険の当面の対応第2報

尚、首相官邸災害対策ページ（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震への対応）

<http://www.kantei.go.jp/saigai/index.html>

もご参考にしてください。各種情報が掲載されています。

以 上

港湾の利用開始時期について

都道府県	港名	岸壁 最大水深	入港最大船型 (D/W)	水域施設の啓開状況*	
				災害対策利用	一般利用
青森県	青森港	-13m	40,000	震災直後から利用可能	震災直後から利用可能
	八戸港	-12m	30,000	3月14日(吃水制限9m)	3月19日(吃水制限9m)
	久慈港	-10m	12,000	3月15日(吃水制限7m)	3月20日(吃水制限7m)
岩手県	宮古港	-12m	30,000	3月15日	3月17日
	釜石港	-11m	18,000	3月15日	3月15日
	大船渡港	-13m	40,000	3月22日頃の見込み	3月23日頃の見込み
宮城県	石巻港	-10m	12,000	3月24日頃の見込み	3月25日頃の見込み
	仙台塩釜港(塩釜港区)	-7.5m	5,000	3月21日(吃水制限-4.9m)	3月21日(吃水制限-4.9m)
	仙台塩釜港(仙台港区)	-12m	30,000	3月16日	3月18日
福島県	相馬港	-12m	30,000	3月19日(原則は日中航行のみ)	3月19日(原則は日中航行のみ)
	小名浜港	-12m	30,000	3月15日(原則は日中航行のみ)	3月16日(原則は日中航行のみ)
茨城県	茨城港(日立港区)	-12m	30,000	3月20日(吃水制限9m)	3月20日(吃水制限9m)
	茨城港(常陸那珂港区)	-10m	12,000	啓開作業は不必要	3月15日
	茨城港(大洗港区)	-8m	7,000	3月24日頃の見込み	3月25日頃の見込み
	鹿島港	-10m	12,000	3月18日(吃水制限8m)	3月18日(吃水制限8m)

※ 災害対策利用とは、港湾の一部の岸壁に係る啓開作業が終了し、緊急物資輸送船舶等が利用可能になること。

※ 一般利用には、港長(海上保安部)による安全の確認が必要。

※ 災害対策利用、一般利用ともに岸壁の供用は一部である(青森港を除く)。その他の岸壁についても引き続き啓開を実施中。

国土交通省港湾局
海上保安庁
平成23年3月21日

問い合わせ先
国土交通省港湾局海岸防災課災害対策室
課長補佐 高橋 03-5253-8689 (直通)
海上保安庁東北地方太平洋沖地震災害対策本部
課長補佐 福本、上村 03-3591-6361 (5902)

仙台塩釜港（塩釜区）の一部復旧について

東北地方太平洋沖地震災害対応として、海上輸送の早期実現を図るため、宮城県仙台塩釜港（塩釜区）において実施していた、宮城県及び東北地方整備局による航路啓開活動と海上保安庁測量船「拓洋」（総トン数2,400トン）及び同「海洋」（総トン数550トン）による水路測量を終え、下記のとおり同港塩釜区の一部が復旧しましたのでお知らせします。

同区の航路啓開及び水路測量においては、多数の漂流物により困難を伴う状況のなかで、海上自衛隊ゴムボートが測量作業船の先導に立ち、多数の漂流物の除去や、作業船の絡索除去の支援を行いました。

記

1 復旧日時

平成23年3月21日（月）午後4時30分

2 復旧場所

塩釜航路

※喫水制限－4.9m

貞山埠頭第2号岸壁（-9.0m岸壁）

同埠頭第3号岸壁（-7.5m岸壁）

同埠頭第4号岸壁（-7.5m岸壁）

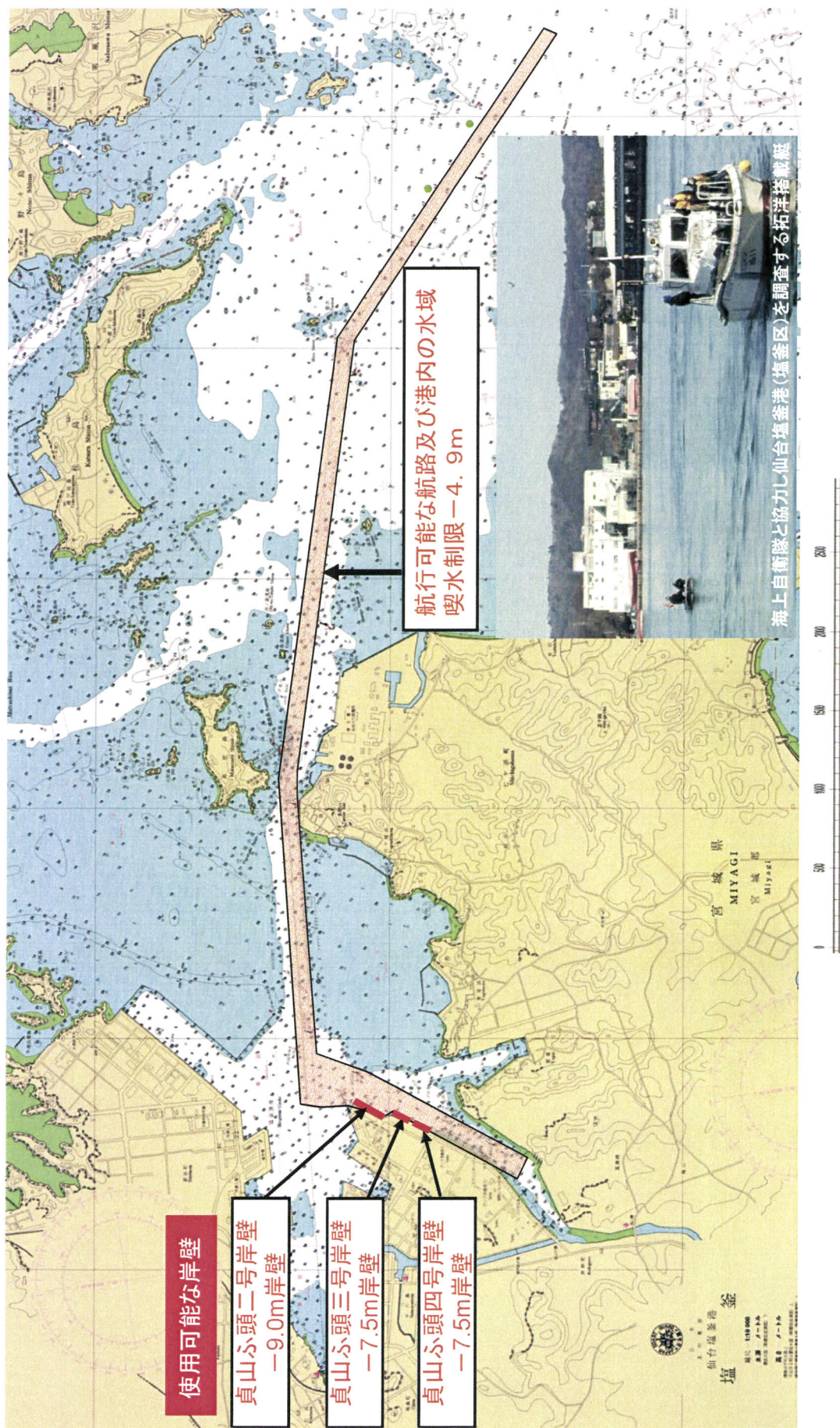
【別図参照】

3 対象船舶

復旧岸壁の供用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

仙台塩釜港(塩釜区)

(航路の長さ約7,000m、幅100m)



問い合わせ先
国土交通省港湾局海岸防災課災害対策室
課長補佐 高橋 03-5253-8689 (直通)
海上保安庁東北地方太平洋沖地震災害対策本部
課長補佐 福本、上村 03-3591-6361 (5902)

国土交通省港湾局
海上保安庁
平成23年3月20日

久慈港の一部復旧について

東北地方太平洋沖地震災害対応として、海上輸送の早期実現を図るため、岩手県久慈港において実施していた、東北地方整備局による航路啓開活動と海上保安庁測量船「昭洋」(総トン数約3,000トン)による水路測量を終え、下記のとおり同港が一部復旧しましたのでお知らせします。

記

1 復旧日時

平成23年3月20日(日)午後7時

2 復旧場所

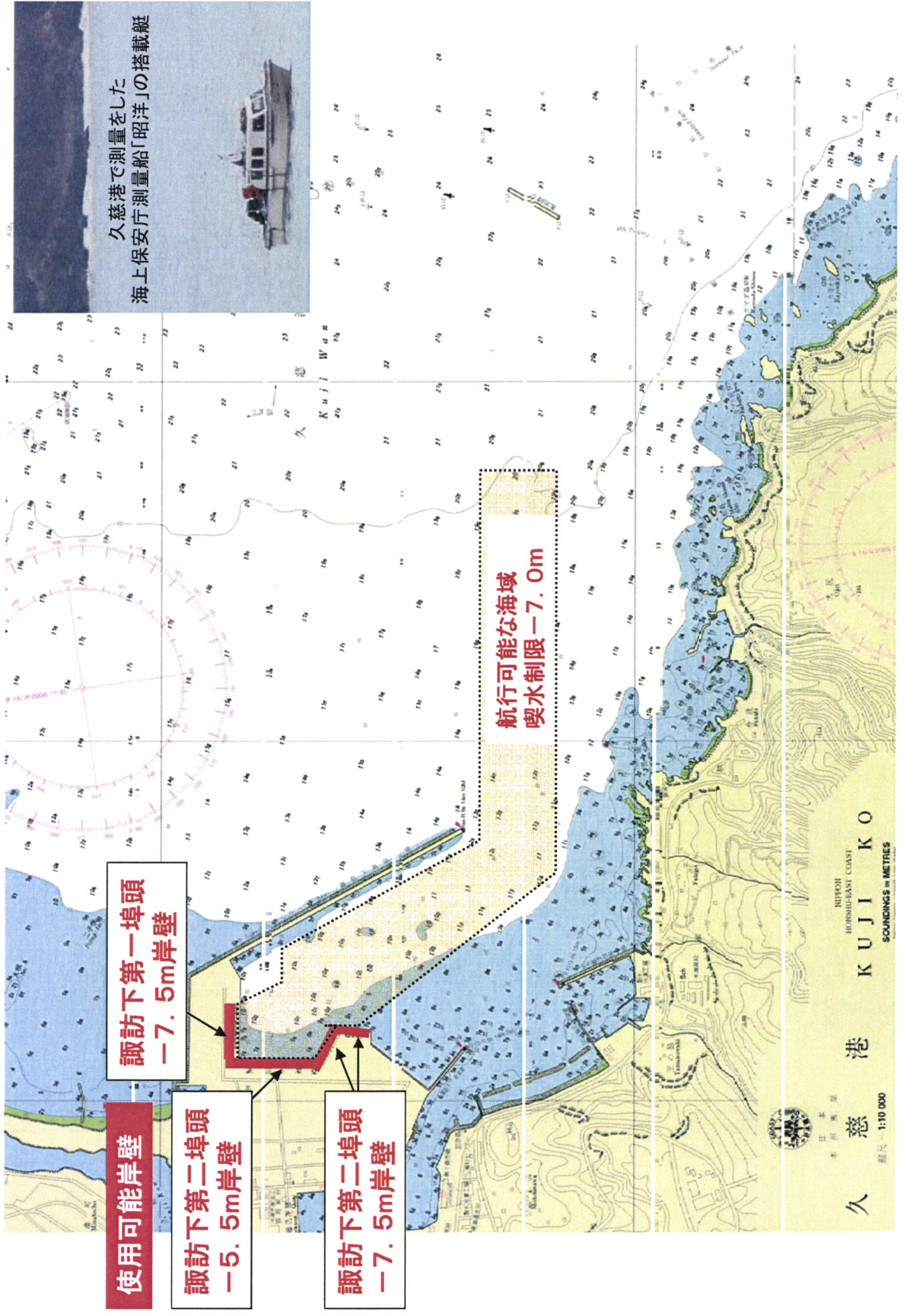
- (1) 水域 (喫水制限-7.0m)
- (2) 諏訪下第一埠頭-7.5m岸壁
- (3) 諏訪下第二埠頭-5.5m岸壁
- (4) 諏訪下第二埠頭-7.5m岸壁
- (5) 諏訪下第二埠頭-7.5m岸壁

【別図参照】

3 対象船舶

復旧岸壁の供用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

久慈港



使用可能岸壁

**諏訪下第一埠頭
- 7.5m岸壁**

**諏訪下第二埠頭
- 5.5m岸壁**

**諏訪下第二埠頭
- 7.5m岸壁**

**航行可能な海域
喫水制限 - 7.0m**

久慈港
久慈 港
RIPPON
HONSHU-EAST COAST
KUJI KO
SOUNDINGS IN METRES
日本国
岩手県
久慈市
縮尺 1:10 000



平成23年3月20日

茨城県内の港湾の一部復旧について

東北地方太平洋沖地震災害対応として、茨城県内の港湾において、海上輸送の早期実現を図るため港湾の一部が復旧されましたので、お知らせします。

記

1 港湾

茨城港（日立港区）
鹿島港
茨城港（常陸那珂港区）

2 復旧場所等

別紙のとおり

お問い合わせ先

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 災害対策室
課長補佐 高橋 秀彰 03-5253-8689（直通）

平成23年3月20日
茨城県
国土交通省 関東地方整備局
茨城海上保安部
鹿島海上保安署(鹿島港長)

茨城県内の港湾の一部岸壁供用の開始について(緊急物資輸送用)

【第三報】

3月20日13時から、茨城港日立港区において、緊急物資輸送が可能となりましたのでお知らせします。これにより、東北地方太平洋沖地震発生後、茨城県内の港湾では、4岸壁が利用可能となります。

1. 利用可能となる岸壁の概要

港名	地区名	岸壁名	水深
茨城港	第2ふ頭	2-B	※1
日立港区	第5ふ頭	5-D	※2

※1 吃水6.5mまでの暫定利用(本来は9m岸壁。海中に障害物があるため)

※2 吃水9.0mまでの暫定利用(本来は12m岸壁。海中に障害物があるため)

茨城港日立港区の位置、第2及び第5ふ頭地区岸壁の位置は、別紙1,2のとおり。

港名	地区名	岸壁名	水深
鹿島港	北公共ふ頭	C	※3

※3 吃水8mまでの暫定利用(本来は10m岸壁。海中に障害物があるため)

この岸壁は、当初吃水6mまでの暫定利用(3月18日17:00)を開始したところであるが、今回吃水8mまでの暫定利用が可能となったもの
鹿島港の位置、C岸壁の位置は、別紙1,3のとおり。

2. 岸壁利用に関する手続きの連絡先

茨城県 土木部 港湾課 柳岡(やなおか)、勢子(せいし)

電話:029-301-4516

3. 今後の対応

茨城港及び鹿島港のその他の岸壁においても、損傷が少ないものから応急的に復旧し、また航路等も確保し、早期に使用できるよう対応して参ります。

4. 県内の既に利用可能な岸壁(3月19日現在 災害関係の緊急船に限る)

港(区)名	地区名	岸壁名	水深	供用開始日時	備考
茨城港 常陸那珂港区	中央ふ頭	A	-7.5m	3月15日13:00	耐震岸壁

本件問い合わせ先

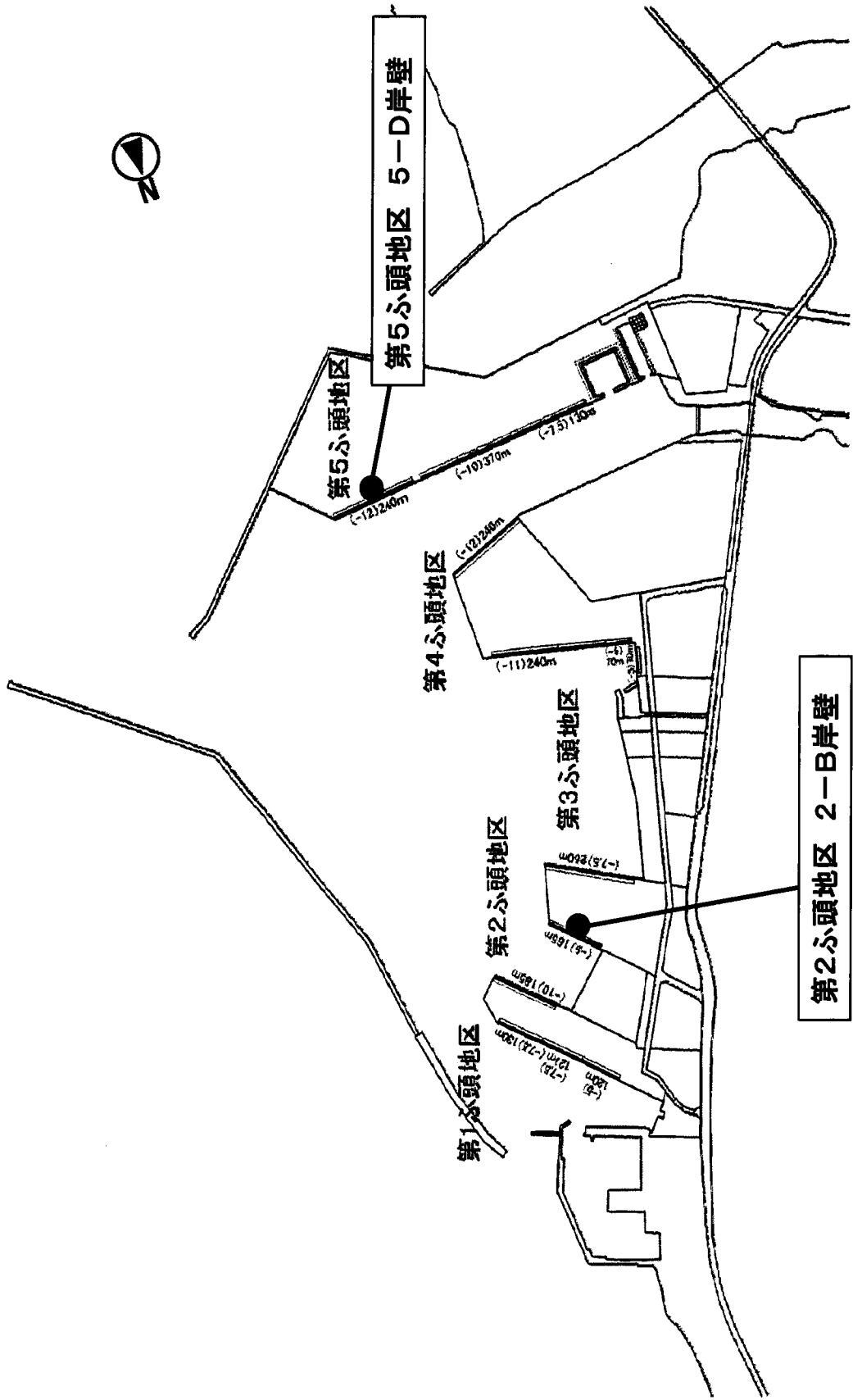
茨城県 土木部 港湾課長 須藤 賢一(電話029-301-4516)

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長 東平 伸(電話045-211-7415)

茨城海上保安部 交通課長 守橋 清隆(電話029-262-4106)

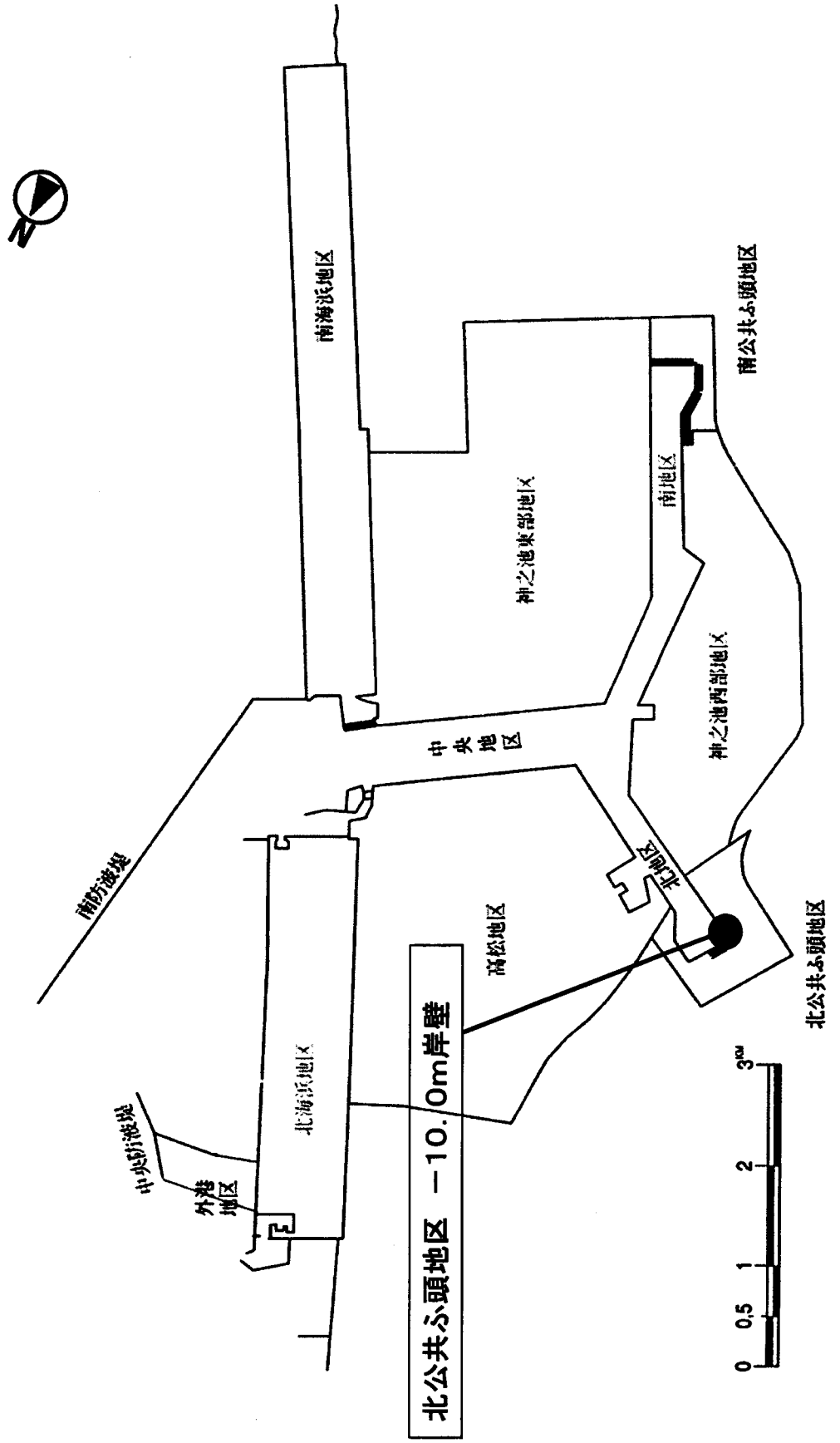
鹿島海上保安署 次長 高野 良則(電話0299-92-2601)

茨城港 日立港区 岸壁位置図



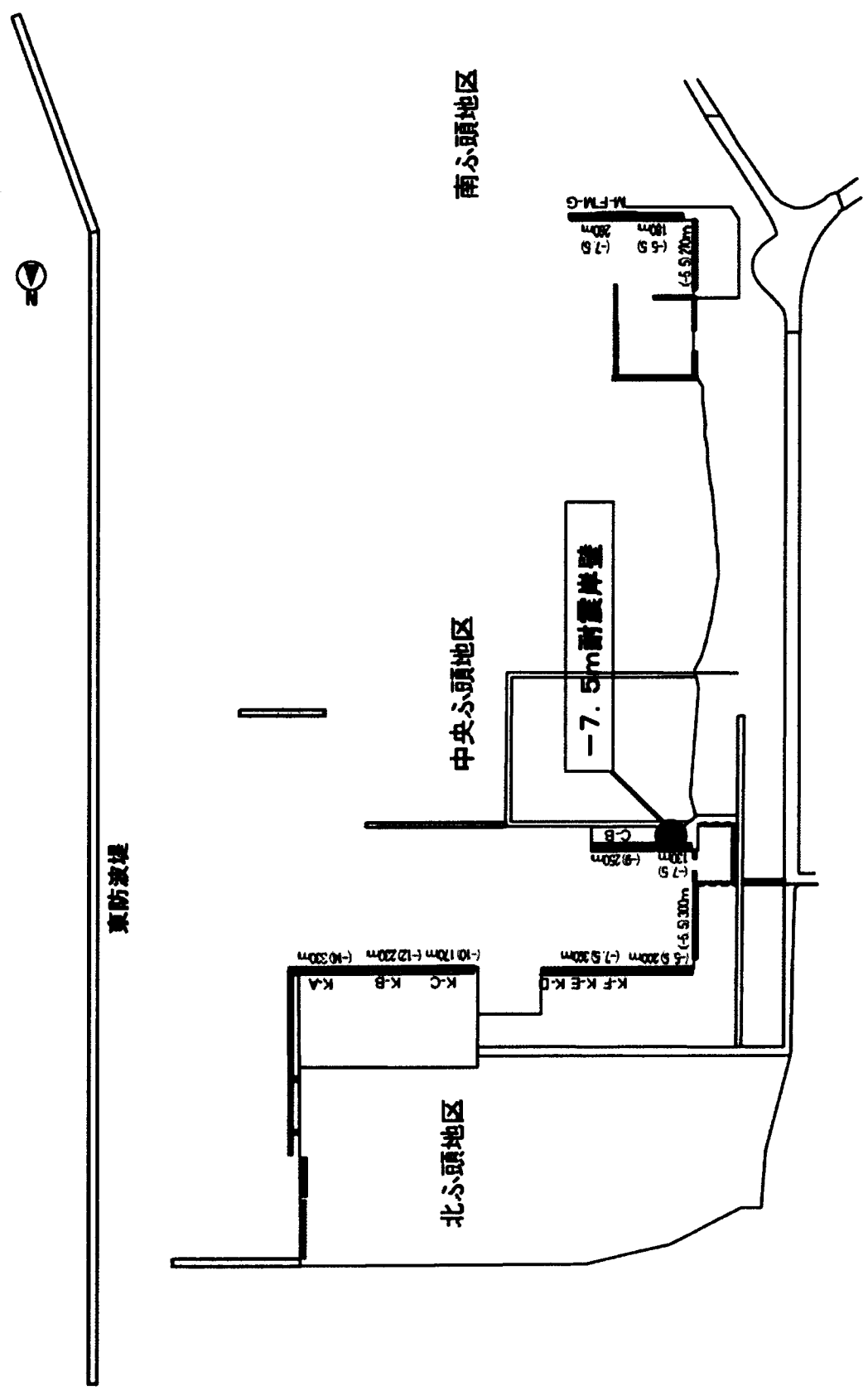
鹿島港 北公共ふ頭地区(-10.0m)岸壁位置図

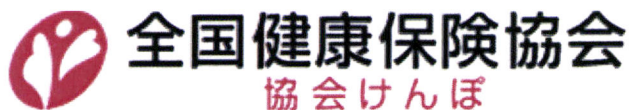
別紙 2




茨城港 常陸那珂港区 中央ふ頭地区(-7.5m)耐震岸壁位置図

別紙 3





 文字サイズの変更

現在位置：[ホーム](#) > [全体のお知らせ・トピックス](#) > [2011年3月のお知らせ](#) > (重要なお知らせ) 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に対する当面の対応について (第2報)

(重要なお知らせ) 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に対する当面の対応について (第2報)

関係者各位

平成23年3月22日
(照会先)
全国健康保険協会都道府県支部
連絡先は[こちら](#)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に対する当面の対応について (第2報)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

全国健康保険協会では、被災地域の加入者の皆様に対しまして、次のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。(追記箇所は下線を引いた部分)

なお、被災地域並びに関東近県の支部におきましては、震災の影響等で電話が繋がりにくい状況となっており、加入者の皆様には何かとご迷惑をおかけしますが、何卒、ご理解賜りますよう、お願いいたします。

1. 医療機関等の受診について

医療機関等を受診される場合につきましては、医療機関等の窓口で「氏名」「生年月日」「事業所名」を申し出て頂ければ、被保険者証を提示することなく、受診して頂くことができます。

2. 医療機関等への一部負担金の支払について

(1) 当面、5月末日までに医療機関等で受診された場合については、受診時に医療機関等の窓口で一部負担金等^{*}をお支払い頂く必要はありません。

ただし、(2)の対象となる方のうち、□③の場合は5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間、□④の場合は5月までのうち当該指示が解除されるまでの間となります。

※ 対象となる一部負担金等

- ・ 一部負担金
- ・ 食事療養費標準負担額
- ・ 生活療養費標準負担額
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

(2) 上記 (1) の対象となる方

対象となる方は次のイ及びロのいずれにも該当する方です。

イ 別表 [6KB pdfファイル] の地域にお住まいの方 (地震の発生以降、別表の地域から他の市町村に移転した方を含みます。)

ロ イの地域にお住まいの方で東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをされた方。

- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした状態の方。
- ② 主たる生計維持者が亡くなられた又は重篤な傷病を負った状態の方。
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方。
- ④ 原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号) 第15条第3項の規定による、避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難を行った方。

3. 任意継続被保険者の方の保険料について

今回の震災の影響を受けられた方につきましては、保険料の納付期限を一定期間延長させて頂きます。納付期限の延長期間等の詳細につきましては、追ってお知らせいたします。

登録日: 2011年3月22日 / 更新日: 2011年3月22日